

猶々御寺中能やう二如先繩

御仕置頼入候、以上、

急度申入候、仍而御打口之鄉村之

於古跡之寺中屋敷者、一ヶ所も

二ヶ所も、御眼中次第、屋敷可有

御引候也、御所書二御座候上者、雖不

(之申)

(二ツ)

及申入候、大龍寺之老師、先年

甲州御在留之刻、御知人二御座候故、

御繩衆江一筆可賜之旨頻二被仰候而、

(給)

申入候、先繩も彼御寺中繩入不申

候由御座候間、其御心得頼入候、恐々謹言、

平岡因幡守

(良和)

九月十七日

某甲花押〔付箋〕

小宮山八兵様

深尾甚六様

御番所御中
(宿)

〔付箋〕

実名之字者更ニ相知候

※『岐阜県史』史料編古代中世一、一〇八頁により補正した。